

筑西市デジタル人材育成に係る支援業務委託 提案書作成要領

令和8年4月

筑西市 政策企画部 行革DX推進課

1 提案書の作成

提案書の様式は任意とし、「資料5 審査委員会評価項目一覧」の項目に沿って作成すること。作成にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 表紙は「様式第6号 企画提案書表紙」を使用すること。
- (2) 提案書は、「2 審査委員会評価項目一覧」の「大項目・中項目・小項目」をそれぞれ小見出し、提案書に対する評価項目をタイトルとして、日本産業規格(JIS)A4用紙 10 枚 20 頁以内（縦横いずれも可）で作成すること。なお、用紙1頁に複数ページを縮小印刷すること（2アップ印刷等）は認めない。
- (3) 本業務の仕様書は必要最低限の要件を示していることから、記載のない事項であっても当然備えるべき事項については提案内容に含めること。
- (4) 提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項になるものとして提示すること。
- (5) 説明は、原則、文章として図表はその補助として用いること。図表のみの記載は認めない。
- (6) 要件のうち、個人に求める経歴・実績、資格等は、個人別に内訳が分かるよう記載すること。
- (7) 表紙以外の各頁下側に頁番号を付すこと。

2 審査委員会評価項目一覧

提案書の構成は、以下の評価項目一覧に従って作成すること。総合評価は技術点 900 点と価格点 100 点の合計 1,000 点満点で行う。技術点の内訳は必須項目 400 点と加点項目 500 点である。

No	大項目	中項目	小項目	区分	配点
1	1. 業務理解・全体構成 (180 点)	1.1 業務の理解 (60 点)	1.1.1 本業務の背景・目的の理解	必須	30 点
2			1.1.2 筑西市の現状・課題認識	加点	30 点
3		1.2 全体計画 (120 点)	1.2.1 スケジュール案の妥当性	必須	50 点
4			1.2.2 研修体系の戦略性	加点	40 点
5			1.2.3 参加者負担への配慮	加点	30 点
6	2. 研修実施内容 (450 点)	2.1 管理職向け研修(部課長級) (110 点)	2.1.1 仕様充足性	必須	50 点
7			2.1.2 デザイン思考・BPR 演習の創意工夫	加点	60 点
8		2.2 行革 DX 推進リーダー・チャレンジャー研修 (150 点)	2.2.1 仕様充足性	必須	70 点
9			2.2.2 導入済みツールの活用提案	加点	50 点
10			2.2.3 実践的演習の工夫	加点	30 点
11		2.3 市幹部職員向け DX 研修 (90 点)	2.3.1 仕様充足性	必須	40 点
12			2.3.2 分かりやすさ・訴求力の工夫	加点	50 点
13	2.4 全職員向け研修動画 (100 点)	2.4.1 仕様充足性	必須	40 点	
14		2.4.2 コンテンツの工夫・品質	加点	60 点	
15	3. 実施体制・運営方法 (180 点)	3.1 組織体制 (80 点)	3.1.1 資格要件の充足	必須	40 点
16			3.1.2 体制の堅牢性・専門性	加点	40 点
17		3.2 運営支援 (60 点)	3.2.1 事務支援の充実度	必須	20 点
18			3.2.2 効果測定・PDCA 体制	加点	40 点
19		3.3 作業管理 (40 点)	3.3.1 プロジェクト管理手法	必須	20 点
20			3.3.2 リスク管理・品質管理	加点	20 点
21	4. 実績・その他提案 (90 点)	4.1 類似業務実績 (50 点)	4.1.1 自治体向け研修実績	必須	40 点
22			4.1.2 実績の質・規模	加点	10 点
23		4.2 自由提案 (40 点)	4.2.1 独自の付加価値提案	加点	40 点
必須項目 合計				必須	400 点
加点項目 合計				加点	500 点
技術点 合計					900 点
価格点					100 点
総合評価 合計					1,000 点

※必須項目:仕様書の要求事項を充足するか否かを○(充足)・×(不充足)で判定する。○の場合は満点、×の場合は即失格とする。

※加点項目:創意工夫・効果性・実現性・独自性を A~E の五段階で評価する。

※全委員の評価点の平均が技術点満点の 60%(540 点)未満の場合は、優先交渉権者を選定しない。

3 価格点の算出方法

価格点は、本業務の最低提案価格を提案価格で除して得た値に提案価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

評価項目	配点
価格点	100点

価格点の算出式

$$\text{価格点} = \left(\frac{\text{本業務の最低提案価格}}{\text{提案価格}} \right) \times 100 \text{ 点}$$

※「本業務の最低提案価格」とは、有効な提案をした事業者の提案価格のうち最も低い価格をいう。

※提案上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。

※見積書(様式第5号)に総合計額を明記すること。また、見積の内訳書も任意様式で添付すること(「一式」の記載は不可)。